

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年9月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年9月18日から令和7年10月3日まで一般の縦覧に供します。

令和7年9月18日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
登戸 第301号線	川崎市多摩区登戸2223番12先	
	川崎市多摩区登戸2224番7先	
登戸 第309号線	川崎市多摩区登戸2079番1先	
	川崎市多摩区登戸2036番1先	